

電子帳簿保存法の 改正のポイントと対策

受講料
無料

2024年(令和6年)1月より猶予期間が終了し、
すべての企業が対象となる改正電子帳簿保存法が始まります

対応の準備はできていますか？

電子保存義務化の
対象となる取引とは？

事業者求められる
内容は？

手続きは必要なの？

どんな影響が
あるの？



本セミナーでは電子帳簿保存法の解説と具体的な対策方法を分かりやすく解説します。全ての事業者が関わる制度変更です。対応にお悩みの方、不安を感じている方は、ぜひご参加ください。

日時 令和5年 7月13日(木) 15:00~16:30

会場 邑楽町共同福祉施設 大研修室 (邑楽町商工会館西隣)

講師 税理士 青田 多恵乃 先生 (青田多恵乃税理士事務所)

定員 20名(先着順)

申込 下の申込書に必要事項をご記入の上、FAX等でお申込み下さい。

問い合わせ : 邑楽町商工会 TEL 0276-88-0082

セミナー内容

- 電子保存の義務化となる取引とは？
- 事業者求められる保存方法とは？

電子帳簿保存法対策セミナー 参加申込書

事業所名

参加者名

T E L

F A X

※ご記入いただいた個人情報につきましては、本セミナー以外の目的には利用致しません。
※ご参加の際はマスクの着用・手指消毒にご協力ください。

お申込み先

邑楽町商工会あて FAX 0276-89-0563

主催: 邑楽町商工会 共催: 邑楽町青色申告会・(一社)東毛法人会邑楽支部

電子取引データとは？

請求書・領収書・契約書・見積書など

注: 添付ファイルだけでなく、電子メールの本文にも対象になる場合があります
(例) 電子メールの本文で請求書に相当する情報をやりとりした場合

※受け取った場合だけでなく、送った場合も保存が必要

※WEB上でおこなった購入に関する領収書に相当する情報が

サイト上でのみ表示された場合は、それぞれの電子データの保存が必要

【対象者】 申告所得税、法人税に関して帳簿書類の保存義務がある全ての方

専用システムは必要？

必要ありません

システム費用等をかけずに導入できる方法等を“国税庁 HP”でサンプル公開してます

効率的にできるソフトも販売されていますが、認証制度を受けた製品を購入しましょう

どのように保存するの？

①改ざん防止のための措置をとる

「タイムスタンプ付与」や「履歴が残るシステムでの授受・保存」といった方法以外にも「改ざん防止のための事務処理規定を定めて守る」でも構いません。

②「日付」・「金額」・「取引先」で検索できるようにする(※)

以下の 1) または、 2)のいずれかの方法

1) Excelなどで索引簿を作成し管理する方法

2) 規則的なファイル名を設定する方法

(例) 2024年1月31日(株)おうら商店からの
110,000円の請求書ならば…

ファイル名: 「20240131_110000_(株)おうら商店」

※ 2期前の売上が1,000万円以下であって、税務調査の際にデータのダウンロードを求め(税務職員への提示)に対応できる場合は検索機能の確保は不要です。

③ディスプレイ・プリンタ等を備え付ける